千葉県都市計画道路見直しガイドライン

平成22年3月

千 葉 県

目 次

1.	ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	都市計画道路の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	見直しの背景と必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	見直しの基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1. ガイドライン策定の目的

都市計画道路は、機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、都市及び都市交通の将来像等を踏まえ、都市全体のネットワークの将来の姿として定められるものである。

本県の都市計画道路は、平成21年3月31日時点において、全体で1,115路線、延長約2,678kmであり、そのうち、約50%(約1,324km)が整備済、約37%(1,006km)が未着手となっている。

また、都市計画道路の多くは、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大等を前提に計画されてきた。しかし、今後は人口減少等の社会情勢の変化が予想され、これに伴い交通需要にも変化が生じる可能性があること、また、計画決定当時とはまちづくりの方向性が変化している場合があり、整備の必要性に変化が生じている可能性があること等も想定される。

以上のようなことから、都市計画道路の見直しについての検討の必要性が高まっている。

本県においては、これまでも、都市計画道路に見直しについて検討を行い、 平成17年3月に「都市計画道路の見直しの基本的考え方」をとりまとめ、都市 計画道路の見直し作業に取組んできた。

しかし、依然として長期にわたり事業未着手の路線や区間があり、都市計画 道路の必要性について点検調査を行い、「存続」「変更」「廃止」等の見直し の方向性を検討していく必要がある。

本ガイドラインは、長期未着手等の都市計画道路について、定性的、定量的な指標について総合的に点検し、見直しの方向性を検討するための県の基本的な考え方を示したものであり、本書に基づき、市町村が具体の点検作業を行う際のための指針となるものである。

県においては、本書に示す内容に基づいて、都市計画道路の見直し作業に取組む予定である。また、各市町村における主体性を尊重しながら、点検作業の取組みを支援し、推進していく予定である。

なお、本書に基づく点検作業の結果は、定性的判断、定量的検討から概ねの 見直しの方向性として導き出されるものである。点検作業の結果をふまえ、今 後、各市町村において、都市計画の見地、地域実情等を踏まえた総合的判断に より、見直し方針を定め、地域住民の合意形成、庁内調整、県協議・調整等を 行い、都市計画変更手続きを進めていくものとする。

2. 都市計画道路の現状

(1)都市計画道路の役割

- ●都市計画道路は、その他の道路と共に都市の骨格を形成している。
- ●都市計画道路は、市民生活と都市活動に欠かせない重要な役割・機能(市街地形成機能、交通機能、空間機能)を担っている。
- 〇都市計画道路は、都市計画法に位置づけられる都市施設であり、都市の健全 な発展と秩序ある整備を図るための重要な基盤施設である。都市計画道路は、 その他の道路と共に、都市の骨格を形成している。
- 〇また、都市活動に伴う円滑な移動を確保するための「交通機能」と共に、土地利用の方向性を規定し、街区を形成する「市街地形成機能」、下水道、電気等の収容空間や、延焼遮断、避難路等の防災空間、都市環境のための保全空間等、多様な役割を果たしており、市民の生活と都市活動に欠かせない都市施設である。

表1 都市計画道路の機能

	機能0	D区分	内 容		
		都市構造・土地利 用の誘導形成	都市の骨格として都市の主軸を形成すると共に、その発展方向 や土地利用の方向を規定する。		
市街地形成機能		街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区を形成する。		
		生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間		
	交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能(トラフィック機能)		
		沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐停車、貨物の積み卸 し等の沿道サービス機能(アクセス機能)		
	都市環境機能		景観、日照等の都市環境保全のための機能		
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難通路や救援活動のための通路機能		
空間		災害防止機能	災害時の拡大を遅延・防止するための空間機能		
機能	収容空間	公共交通のための 導入機能	都市モノレール、バス停等の公共交通を導入するための空間		
		供給処理・通信情 報施設の空間	上下水道、ガス、電気、電話等の供給処理及び通信情報施設の ための空間		
		道路附属物のため の空間	交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間		

(注)「都市計画マニュアル」(社)日本都市計画学会編より

(2) 都市計画道路の現状

- ●県内の都市計画道路は、平成21年3月末時点で、1,115路線、延長約2,678kmであり、そのうち、約50%(約1,324km)が整備済、約37%(1,006km)が未着手となっている。
- ●この未着手となっている路線の中には、計画決定当初の整備の必要性に変化が生じ、事業の見通しが立たなくなっている場合があると考えられる。

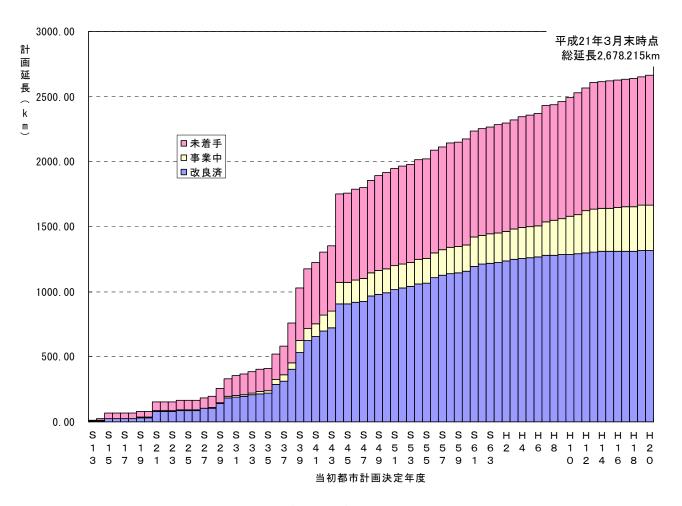
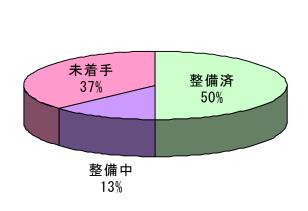


図1 都市計画道路延長の推移



50年以上 40~50年 4% 未満 9% 10年未満 25% 30~40年 未満 19% 10~20年 未満 20~30年 22% 未満 21%

(平成21年3月末時点) 整備状況の内訳 図2

(平成21年3月末時点) 図3 未着手期間別延長内訳 (全区間未着手路線)

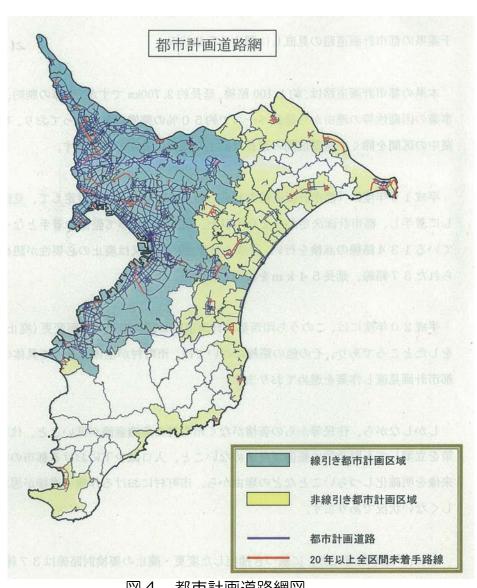


図4 都市計画道路網図

3 見直しの背景と必要性

(1) 社会情勢の変化への対応

社会情勢の変化に伴って変化する交通需要に的確に対応した都市計画道路が求められている。

- 〇これまでの都市計画道路は、人口増加と経済成長による市街地拡大や交通需要の増加を前提に計画されてきた。しかし、少子高齢・人口減少社会を迎え、 これまでのような人口増加と経済成長を前提とした計画ではなく、社会情勢に対応した計画が求められる。
- ○交通需要も基本的には、人口の変化や経済の変化に追随していくものと思われるが、社会情勢の変化に伴って変化する交通需要に的確に対応した都市計画道路にしていく必要がある。
- 〇一方、少子高齢・人口減少社会においては、都市部を中心としたコンパクトなまちづくりが求められており、都市活動の受け皿となる都市計画道路については、活力ある持続可能なまちづくりを推進する観点からも引き続き効率的かつ効果的に整備を進めていく必要がある。

(2) まちづくりの方向性の変化への対応

まちづくりの方向性と整合した都市計画道路が求められている。

- 〇これまでのまちづくりは、人口の増加等を背景とした都市化社会に対応して 市街地を拡大する方向で行われてきたが、成熟した都市型社会を迎えるにあ たり、これからは、市街地の活性化や環境への負荷の低減等の観点による都 市機能の集約・コンパクト化、既成市街地の再編整備に視点が移りつつある。
- ○歴史的・文化的資源に対する価値観の高まりにより、これらの資源を生かした地域主体のまちづくりや自然環境保全等が重視されてきている。また、安心して安全に暮らせるまちづくりの意識も高まっている。これらの変化に対応した都市計画道路の整備が求められている。
- 〇さらに、都市計画決定当時の面的整備事業や大規模開発計画の中止・見直し等により、これらの計画推進の支援が期待されていた都市計画道路については、整備の必要性に変化が生じてきているものがあり、これに対応していく必要がある。

(3) 公共事業の効率化への対応

財政状況が厳しさを増す中、効率的な事業執行の観点から長期間未着手の状態にある都市計画道路・区間について、整備の必要性等を再評価することが必要となっている。

- 〇混迷する経済情勢の中、財政状況は以前よりも増して厳しくなっており、道路・街路事業費も依然として抑制傾向になっている。また、公共事業の見直 しが進められており、福祉対策や環境対策等への投資に視点が移りつつある。
- 〇このような中で、本県では、延長約2,678kmの都市計画道路のうち、約37% が未着手であり、今後未着手路線の事業化の見通しが立たなくなるおそれもある。
- ○限りある事業費を効率的に執行する観点からも、長期未着手の都市計画道路 については、既存道路の活用可能性等を踏まえた上で、整備の必要性の再評 価が必要になっている。

(4) 道路構造令の改正への対応

道路構造令の改正により、歩道等の幅員の考え方が変更されており、今後の整備においては、対応していく必要がある。

- ○道路構造令は、昭和45年に制定後、6回の改正が行われ、平成13年7月の 改正では、安全で快適な歩行者、自転車空間を確保することや都市部の幹線 道路は原則植樹帯を設置することが標準となった。また、平成15年7月の改 正では、地域の実情に応じた道づくりを推進し、道路整備のコストの縮減を 図るため、道路構造の選択肢を広げることを目的とした小型道路(乗用車専用 道路)の導入や高規格幹線道路等における追越区間付き2車線構造の幅員構 成の道路が可能となった。
- 〇長期未着手の都市計画道路等の中には、この道路構造令に適合しない路線や 適合可能な路線があると考えられ、これらへの対応を図っていく必要性が生 じている。

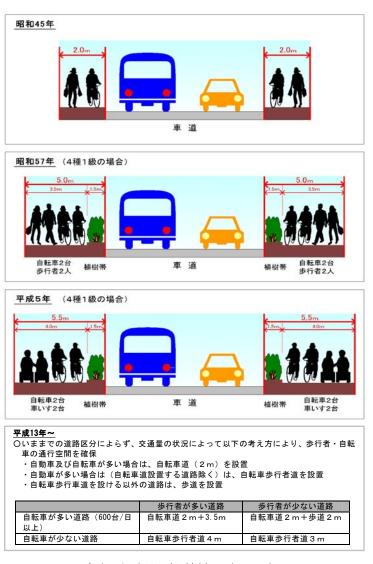


図5 自転車歩行者道等の幅員変遷

4. 見直しの基本的な考え方

見直しの基本的な考え方は、以下に示すとおりであり、本書に基づいて得られた結果は、定性的判断、定量的検討から概ねの見直しの方向性として導き出されるものである。

従って、得られた結果を踏まえ、各市町村において、都市計画の見地、地域 実情等を踏まえた総合的判断により、見直し方針を定め、地域住民の合意形成、 庁内調整、県協議・調整等を行い、都市計画変更手続きを進めていくものとす る。

(1)検討路線の考え方

見直しの検討の対象とする都市計画道路(検討路線)は、当面、見直しの必要性が高い次の2つの条件に該当する路線とする。

- 1) 未整備の区間を含む路線(自動車専用道路を除く)
- 2) 当初都市計画決定から20年以上経過した路線・区間

なお、上記の条件によらず見直し検討が必要と判断される路線・区間は、その根拠を明らかにした上で、検討対象に加えることが望ましいものとする。

1) 未整備の区間を含む路線である。

- 〇都市計画道路には、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路があるが、今回の見直し検討では、幹線街路を見直し検討の対象とし、特に見直しの必要性が高いと思われる未整備の区間を含む路線を対象とする。
- 〇なお、都市計画道路のうち、自動車専用道路は、具体のルートや構造検討等について、より広域的な観点から必要になることから、別途検討することが望ましいものとする。自動車専用道路に併設される一般道部も同様の扱いとする。
- 〇また、区画街路、特殊街路は、特定の機能や目的に対応し、あるいは局所 的な土地利用に対応して定められたものであるが、まちづくりの方向性の 変化への対応を確認するため、必要に応じて見直し検討の対象とする。

2) 当初都市計画決定から20年以上経過した路線である。

〇都市交通施設等の計画では、計画策定時の20年後を目標年次と考えており、 20年以上未着手状態にある路線・区間は、計画としての意義が低下している可能性が高く、今後も事業着手の見通しが立たない可能性が高い。したがって、見直しを優先的に検討すべき路線として捉えるのものとする。

3) その他の対象とすべき路線

- 〇都市計画決定から20年未満の都市計画道路であっても、次のような路線は、 見直し検討の対象路線に加えるものとする。
 - ・地形・地物と都市計画道路の道路構造とに不適合があり、現実的に事業が困難と想定される路線
 - ・社会経済情勢等の変化により、都市計画道路の当初目的が変化したとみ られる路線 等
- ○事業計画等に位置付けがある路線、整備済の路線であっても、市町村が見 直しを必要と判断する路線は、見直し検討の対象路線に加えることとする。
- 〇また、都市計画決定後の経過年数にかかわらず、暫定整備(概成)*の路線・区間については、決定されている当該都市計画道路と同程度の機能を果たしうると考えられることから、市町村が見直しを必要と判断する場合、見直しの検討の対象路線として加えることができるものとする。
- ○さらに行政境等において、車線数・幅員、ルートに不整合がある見直し路 線も見直し検討の対象路線に加えることとする。

暫定整備(概成)*とは…

路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の2/3以上は又は4車線以上の幅員を要する道路)を有する区間。

(2) 見直しの基本的な進め方

今回の見直し検討は、次のステップにより進める。このステップにより、「存続」「変更(ルート)」「変更(車線数・幅員)」「廃止」の見直し方向をまとめるものとする。

第一段階:検討路線の選定

第二段階:検討路線の評価と点検候補路線・区間の選定

(一次評価及び二次評価)

第三段階:点検候補路線・区間の検証と見直し方向の検討

【見直し検討の用語の定義】

今回の見直し検討における用語を以下のように定義する。

存 続 : 現都市計画道路をそのまま存続すること。ただし、局所

的な計画変更等の軽微な変更を行う場合がある。

変更(ルート):現都市計画道路の起終点、経由地等を変更すること。

を行うこと。

廃 止 : 現都市計画道路を廃止すること。全線及び区間の廃止を

いつ。

【各ステップの概要】

検討路線の選定

第一段階

○すべての都市計画道路を対象として、以下の指標により、検討 路線の抽出作業を行う。

・指標1:未整備区間の有無、決定後経過年数

・指標2:整備の可能性(地形・地物との関係)、暫定整備、

行政境におけるルート・幅員の関係 等



検討路線の評価と点検候補路線・区間の選定

〇第一段階で選定した検討路線(区間)を対象に、一次評価及び 二次評価を行う。

第二段階

- 〇一次評価として、「路線・区間の必要性(機能)」「機能代替 の可能性」「路線・区間の整備に係る制約条件等」について評 価を行い、点検候補路線・区間を選定する。
- ○二次評価として、当該検討路線にかかる地域において考慮すべき事情などの有無について検討し、検討路線の見直しの方向を検討する。



点検候補路線・区間の検証と見直し方向の検討

第三段階

○第二段階で選定した点検候補路線・区間を踏まえた将来幹線道 路網を設定し、将来交通量の変化及び混雑度の状況と変化等に より検証を行い、点検候補路線・区間を精査し、見直し方向を 検討する。

(3)検討路線の評価と点検候補路線・区間選定の基本的な考え方

【一次評価】

検討路線の一次評価は、次に示す定性的な視点により路線毎に路線・区間の必要性(機能)、機能代替の可能性、路線・区間の整備条件等の有無について評価する。

これらの結果を踏まえ、一次評価として「存続候補」、「変更候補」、「廃 止候補」の見直しの方向性を検討する。

- a. 路線・区間の必要性(機能)の有無の判断
 - ①上位計画等による位置づけの有無 【市街地形成機能】
 - ②都市間・拠点間の連絡のための機能の有無
 - ③土地利用支援のための機能の有無 【交通機能】
 - ④交通処理等のための機能の有無 【空間機能】
 - ⑤都市防災のための機能の有無
 - ⑥公共交通の導入のための機能の有無
 - ⑦都市環境形成のための機能の有無
- b. 機能代替の可能性の有無の判断
 - 8機能代替可能な現道の有無
- c. 路線・区間の整備に係る制約条件等の有無の判断
 - ⑨地形的な制約条件等の有無
 - ⑩沿道地域の街並み、商店街への影響の有無
 - ⑪現計画の内容と現行の道路構造令との不整合の有無

【二次評価】

二次評価は、当該検討路線にかかる地域において考慮すべき事情などの有無 について判断し、検討路線の見直しの方向性を検討する。

1)一次評価

a. 路線・区間の必要性(機能)の有無

①上位計画による位置づけの有無

〇総合計画や都市計画マスタープラン(法第18条の2)等の上位計画等に定められた路線は、都市及び都市交通の将来像を踏まえ総合的に検討されたものといえ、継続して整備に向けた取組みを進めていく路線・区間であるといえる。そこで、検討路線の上位計画における位置づけの有無について判断する。

②都市間・拠点間の連絡のための機能の有無

〇成熟した都市型社会を迎え、持続的な都市づくりのためには、他都市との 交流・連携を促進していくことが重要である。そこで、検討路線の都市間 を連絡する機能や主要な交通結節点へのアクセス機能や交流・促進を支え るために大きな役割を果たす機能の有無について判断する。

③土地利用支援のための機能の有無

〇これからのまちづくりは、既成市街地の活性化やコンパクト化等が求められる。また、まちづくりの方針の転換等により、面的整備事業や大規模開発計画等の土地利用計画が中止・休止され、関連する都市計画道路の整備の必要性が低下していることが考えられる。そこで、検討路線のまちづくりの促進や土地利用の転換を支援する機能の有無について判断する。

④交通処理等のための機能の有無

○社会情勢の変化や道路ネットワークの変化等により、都市計画決定時と比較して、交通需要等が変化している場合が考えられる。また、今後の高齢社会に向けて、安全で快適に利用することができる自転車や歩行者空間の形成が求められている路線・区間もある。そこで、検討路線の交通処理等のための機能の有無について判断する。

⑤都市防災のための機能の有無

○防災への意識が高まりつつある中で、生活の安全性の向上が求められる。 そこで、検討路線の災害時の避難路や緊急活動、消防活動が困難な区域等 の解消のための機能の有無について判断する。

⑥公共交通の導入のための機能の有無

○道路は、都市モノレールや路線バス等の公共交通の導入の空間として不可 欠なものである。そこで、検討路線の公共交通の導入のための機能の有無 について判断する。

⑦都市環境形成のための機能の有無

○環境と調和した個性・魅力あるまちづくり等のためには、植栽、幅員の広い歩行者道・ストリートファニチャー等のための空間確保が必要である。 そこで、まちづくりのための空間確保など、検討路線の魅力的な都市環境 形成のための機能の有無について判断する。

b. 機能代替の可能性の有無

8機能代替可能な現道の有無

〇財源が厳しさを増す中で、効率的に都市計画道路を整備していくためには、 現道を積極的に有効活用していくという考え方が必要になっている。そこ で、検討路線の機能を代替できる現道の有無について判断する。

機能を代替できる路線・区間とは…

当該検討路線の決定当時の機能(市街地形成機能、交通機能、空間機能)を代替しうる現道あるいは並行道路。

c. 路線・区間の整備に係る制約条件等の有無の判断

9地形的な制約条件の有無

○路線の必要性は認められても、道路構造と地形条件等に不適合があり、事業の支障となっており、将来的にも事業費や費用対効果の観点からみて事業が著しく困難と見込まれるなど、整備にあたっての地形的な制約条件等の有無について判断する。

⑩沿道地域の街並み、商店街への影響の有無

〇現計画の内容のまま整備することにより、沿道地域の歴史的街並み等の良好な街並みやコミュニティ、商店街、良好な自然環境を喪失してしまう場合が考えられる。そこで、検討路線の整備にあたっての沿道地域への影響の有無について判断する。

⑪現計画の内容と現行の道路構造令との不整合の有無

○道路構造令の改正に伴い、検討路線の計画内容で事業実施を行う場合、道路構造令の規定から、歩道等の必要な幅員が確保できず、道路構造令との不整合が生じ、事業実施が困難になる場合がある。そこで、検討路線の計画内容で現行の道路構造令の規定を満足できるかという視点で検討を行い、道路構造令との不整合の有無について判断する。

≪一次評価結果≫

○a. ~c. の各項目の結果から、下表に基づき、一次評価として見直しの 方向を検討する。

a. 路線・区間 の必要性の有無 の判断	b. 機能代替の 可能性の有無 の判断	c. 路線・区間 の整備に係る 制約条件等の 有無の判断		一次評価
路線・区間の 必要性無	1	-		
	機能代替の 現道有			廃止候補
路線・区間の	機能代替の 現道無	制約条件等有		
必要性有 				変更候補
		制約条件等無	\rightarrow	存続候補

2) 二次評価

d. その他

- 〇一次評価は、当該検討路線の機能や整備に係る制約条件等から評価しているが、一次評価の項目のみでは当該検討路線の評価が難しい場合も想定される。
- 〇そのため、検討路線の二次評価として、一次評価の項目である a ~ c の検 討項目以外で、当該検討路線にかかる地域において考慮すべき事情などの 有無について判断する。
- ○地域において考慮すべき事情と想定される場合を下欄に示す。

例1:広域幹線道路にアクセスする路線・区間であるが、広域幹線道路の整備 時期が不確定のため、現時点においては、当該路線・区間の評価を行う ことができない場合。

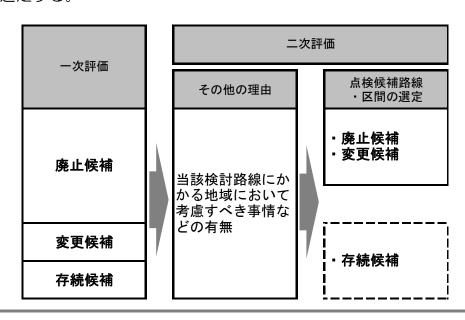
例2: 当該路線・区間に並行して道路事業による道路整備が計画されているが、 整備時期が不確定のため、現時点においては、当該路線・区間の評価を 行うことができない場合。

例3: 当該路線・区間の必要性は認められるが、優先順位が低いため、現時点においては当該路線・区間の評価を行うことができない場合。

例4: 当該路線・区間の必要性は認められるが、既に地域住民から当該路線・ 区間の廃止の要望が出されており、見直し検討にあたっての時間的制約 から現状では評価を行うことができない場合 等

≪二次評価(点検候補路線・区間の選定)≫

- ○当該検討路線に係る地域において考慮すべき事情などが「有」の場合、各市 町村が地域の事情を勘案しながら、見直しの方向について検討することがで きるものとする。従って、二次評価の結果は、一次評価の結果と異なること も考えられる。
- 〇「変更候補」、「廃止候補」として選定された路線を「点検候補路線・区間」 として選定する。



(4) 点検候補路線・区間の検証と見直し方向の基本的な考え方

将来交通量推計の結果から、周辺路線・区間への影響等を判断し、点検候補 路線・区間の見直し方向について検討する。

1) 点検候補路線・区間の検証

①将来幹線道路網の設定

○20年後を目標とした市町村の将来幹線道路網を設定する。

②将来交通量推計による検証

- 〇県全体の将来交通量推計は、県が実施する千葉県総合交通体系調査において実施する。
- 〇市町村は、県が実施した将来交通量推計の結果を踏まえ、設定した将来幹線道路網をベースとして、『点検候補路線・区間』を「見直した場合」及び「見直さない場合」について、将来交通量推計を行うものとし、『点検候補路線・区間』の周辺路線・区間への影響について検討する。
- 〇周辺路線・区間は、『点検候補路線・区間』と並行あるいは交差する路線・ 区間など、当該路線を見直すことによって比較的大きな影響が及ぶと考え られる路線・区間を対象とする。
- 〇なお、検討にあたっては、地域整備センターと十分に協議・調整を行いな がら、進めるものとする。
- 〇また、見直しの方向が「変更(車線数・幅員)」あるいは「変更(ルートの変更)」で、交通量への影響がないと判断できる場合、将来交通量推計を省略することができるものとする。

2) 点検候補路線・区間の見直し方向の検討

- 〇市町村は、実施した将来交通量推計の結果から、『点検候補路線・区間』を「見直した場合」及び「見直さない場合」の交通量、混雑度の変化について比較し、点検候補路線・区間の見直し方向(定量的検討案)について検討する。
- 〇見直しの方向(定量的検討案)を検証する指標としては、交通量及び混雑度を用いて、「見直した場合」と「見直さない場合」との交通量の変化、混雑度の状況(見直した場合の混雑度)と変化から総合的に判断する。なお、参考までに、混雑度のランクを下表に掲げる。

混雑度のランク	交通状況の推定
1.0未満	昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0~1.25	昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2時間(ピーク時間)ある。何時間も混雑するという可能性は非常に小さい。
1.25~1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態といえる。
1.75以上	慢性的混雑状態。

(出典:「道路の交通容量」 (社)日本道路協会)

- 〇検討した結果、「見直した場合」に周辺路線・区間に影響すると考えられる場合、第二段階の点検候補路線・区間の見直し方向について再検討(「存続候補」、「変更候補」、「廃止候補」)し、幹線道路網の設定、将来交通量推計を行い、周辺路線・区間に影響しない見直しの方向をとりまとめるものとする。
- 〇以上の結果をふまえ、「変更候補(ルート)」、「変更候補(車線数・幅 員)」、「廃止候補」について、「①将来交通量からみた定量的検証と見 直しの方向」、「②見直しの概要」、「③今後の課題」について整理する。
- ○なお、この点検作業の結果は、定性的判断、定量的検討から概ねの見直しの方向性として導き出されるものである。この点検作業の結果をふまえ、 今後、各市町村における都市計画の見地、地域実情等を踏まえた総合的判断により、見直し方針を定め、地域住民の合意形成、庁内調整、県協議・調整等を行い、都市計画変更手続きを進めていくことになる。

【将来幹線道路網の設定と将来交通量推計】

